

令和4年12月

熊本県議会定例会議案

(予算関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 1 号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第9号）	（ 1 ）
第 2 号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	（ 19 ）
第 3 号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	（ 23 ）
第 4 号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	（ 25 ）
第 5 号	令和4年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	（ 26 ）
第 6 号	令和4年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	（ 27 ）
第 7 号	専決処分の報告及び承認について	（ 28 ）

49849,195

988,934,649

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>造 林 国庫補助事業費</p> <p>耕地災害 現年発生国庫費 補助事業費</p> <p>耕地現年 発生単県費 災害復旧事業費</p> <p>観光施設 現年発生単県費 災害復旧事業費</p>	<p>千円</p> <p>443,000</p> <p>33,000</p> <p>20,000</p> <p>9,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
計	505,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	2,619,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	3,163,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	412,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	572,000			
農地防災国庫補助事業費	231,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	280,000			
湛水防除国庫補助事業費	469,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,147,000			
治山国庫補助事業費	3,679,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	4,619,000			
漁港国庫補助事業費	381,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	1,446,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,374,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	9,074,000			
道路維持国庫補助事業費	3,204,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	4,857,000			
河川国庫補助事業費	1,878,000	工事その他	当該見直	ることができ る。	3,676,000			
砂防国庫補助事業費	3,493,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)		5,983,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	152,000	を翌年度以降			221,000			
港湾建設国庫補助事業費	447,000	に繰り下げて 借り入れるこ とができる。			1,770,000			
土地区画整理事業費	287,000	発行価格が			464,000			
街路国庫補助事業費	715,000	額面金額を下			954,000			
都市公園整備事業費	122,000	回るときは、 その発行差額			399,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	をうめるため 必要な金額を			97,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	758,000	加算した額を 限度額とする			1,739,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	3,000	ことができる。			9,000			
単県治山事業費	182,000				350,000			
単県河川整備事業費	7,289,000				8,117,000			
単県砂防整備事業費	1,689,000				1,840,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	41,000				114,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	274,000				310,000			

(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	千円 6,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 15,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	35,707,000				51,216,000			

第 2 号

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 73,000	千円 530,139
	1 港 湾 費	73,000	530,139
合 計		73,000	530,139

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和5年度	<small>千円</small> 11,286

第 3 号

令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 繰越明許費

款	項	金額
1 土 木 費		千円 60,000
	1 港 湾 費	60,000
合 計		60,000

第 4 号

令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	929,561千円	220,000千円	1,149,561千円
第1項 企業債	376,600千円	51,250千円	427,850千円
第2項 補助金	370,000千円	117,500千円	487,500千円
第3項 負担金	174,100千円	51,250千円	225,350千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,427,515千円	220,000千円	1,647,515千円
第1項 建設改良費	727,012千円	220,000千円	947,012千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	千円 7,630
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	6,130
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	6,040
熊本北部流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,500
球磨川上流流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,000
八代北部流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,300

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 5 号

令和4年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	千円 14,768
	年次別内訳	
	令和5年度	6,106
	令和6年度	4,331
	令和7年度	4,331

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		75,444
		303,426
		101,142
		101,142
		101,142

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 86,825,116	千円 809,784	千円 87,634,900
	1 観 光 費	2,823,669	809,784	3,633,453
歳 出 合 計		938,275,670	809,784	939,085,454

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 4 年度